

日本共産党の大名美恵子です。通告に従い一般質問を行ないます。

1点目は、放課後対策等デイサービスなどの利用状況についてです。

旧東海病院施設を総合支援センターとして運用する計画が上がったときに、「障害のある児童・生徒の放課後対策」について関係者から声が寄せられました。当時の村は、先駆的に放課後のあずかり事業を決断しました。

現在、なごみにおいて実施されている障がいのある方や子どもたちのための「日中一時支援」や「放課後対策等デイサービス」などの利用に関しては、事業開設時の年間利用は、約2500人ほどでしたが、昨年度の利用は約1200人と半減していると伺いましたが、いただいた資料を見ますと昨年度の利用はもう少し多かったようです。

在宅者へのあずかり等支援事業は、当事者にとってもご家族にとっても大変重要であり、事業継続が望まれています。

半減になってきている理由なども含め、開設当初からどのように変化してきているか伺います。

(1 回目の答弁＝福祉部長)

なごみにおいて実施しております、障がいのある子どもたちの「放課後対策事業」は、普段の学校の放課後および長期休暇期間による学童保育であります。「日中一時支援」は通称「レスパイト事業」と申しまして、ご家族の入院や冠婚葬祭、学校授業参観および外出等において、障がいのある子どもたちを一時的に預かる事業となります。この2つの預かりを総称して「東海村障害者等日中一時支援事業」と位置付けております。この事業につきましては、近隣市町村や民間事業所に先駆け、平成19年度から村直営で事業を開始し、ご家族の精神的負担の軽減や障がいをもった子ども同士が学校以外で交流できるなど、事業の重要性を実感しているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、事業開設当初、利用人数は延べ2659人でしたが、平成23年度から25年度の5000人台をピークに年々減少しております。昨年度は、1619人の利用にとどまっております。その要因といたしましては、村内および近隣市に、民間の障害児等預かり事業所が年々増え、利用する方々が事業所を選択できるようになったためではないかと推察しております。

(再質問)

本村の事業は、「放課後対策事業」と「レスパイト事業」ということです。なごみ利用の減少傾向の要因の1つとして、民間事業所の利用が可能になったことがあげられるとのことですが、村の事業と民間の事業との違いでは、どんなことがあるのかお聞きします。

(再答弁＝福祉部長)

民間事業所と村直営事業の違いについてお答えします。民間事業所は、学力や作業

能力等を伸ばす訓練等を実施するなど、特色あるサービスを提供しておりますが、村の事業は、安全に預かることを重視しております。利用の仕方も一つの事業所のみを選択するような形ではなく、民間事業所の様々な訓練等に励みながら、時には村の預かりも組み合わせ、クールダウンさせるといった利用の仕方が多くなっております。

(再々質問)

障がいのある方々には、障害の状況含めいろいろな状況があると思います。そしてどんな状況の場合でも預かり事業が利用出来たら本当にありがたいと感じているご家族は多いと思います。しかし従来の運営形態では対応が難しいお子さんの預かりは、民間事業所でも容易には見つからないと聞いています。こうした事業は本村だからこそ実施を検討すべきと考えますが、村の認識をお聞きします。

(再々答弁＝福祉部長)

議員がおっしゃる通り、従来の運営形態では対応が難しい障がい児の預かりなどは、民間事業所の中でも容易に見つからない現状でございます。事業の実施につきましては、先ず、実施に必要な人材や設備、運営上の課題など、先進事例を研究し、将来を見据えた運営方法などの考察に努めてまいりたいと考えております。

(意見)

日立市に NPO 日立太陽の家という施設があります。ここは当初日立市営だったと記憶しますが、ぜひ学んでみてはいかがでしょうか。積極的な調査・研究により、従来の運営形態では受け入れが困難だった方々を受け入れることができる、本村としての事業実施につなげていただきたいと思います。

2点目の質問です。本村の学童保育の実態及び今後の充実に関連してお聞きします。

本村の学童保育は、現在、指定管理者制度による私立民営で実施されています。しかし、1年生から6年生までの希望者全員を受け入れ、待機児をつくらないことを基本として対応されていることは評価するものです。その上でさらなる充実を求めている質問です。

利用希望は大変多く、新年度当初、抽選になる事もあると、ある関係者の方から伺いましたが、実際どうされているのかまずお聞きします。

2007（平成19）年10月、厚生労働省は、「放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている」との評価のもと、「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、関係機関に通知しました。

その後、国は、運営及び設備についてのより具体的な内容を定めたとも聞きますが、本村の学童保育をさらに充実させる観点で、ここではガイドラインの14の大項目のうち、1. 対象児童 2. 規模 3. 開所日・開所時間 4. 施設設備 5. 職員体制 8. 学校との連携について、本村の実態及び評価について伺います。

（1 回目の答弁＝福祉部長）

「2018年度当初の規模，開所日・開所時間，職員体制」につきましては，資料を提出させていただきました。

現在，公設学童クラブでは増加する利用希望に出来るだけ応えるため，一部の施設において定員を超える受け入れを実施しております。その際には，入所調整を行って保育の必要性の高い児童から利用を決定しており，抽選等による決定は行っていません。

次に，「放課後児童クラブガイドライン」の項目に対する本村の実態と評価でございますが，このガイドラインは平成27年に見直され，現在は新たに「放課後児童クラブ運営指針」として策定されておりますので，こちらの項目と照らし合わせて評価いたしました。

まず，「規模」につきましては，「子どもが相互に関係性を構築したり，1つのまとまりをもって共に生活したりすることができる集団の規模を“支援の単位”として概ね40人以下とする」と規定されております。本村では，入所児童数によって施設ごとに“支援の単位”を1つ又は3つで構成しており，施設設備・職員体制等から見ても適正な規模であると考えておりますが，一方で定員を超える受け入れを実施していることから，補助制度を活用した新たな民間学童クラブの整備を進めるなど，新たな量の確保に努めながら入所児童数を定員に近づけてまいりたいと考えております。

また，「学校との連携について」につきましては，「情報交換や情報共有を日常的・定期的に行うこと」，「学校の校庭や体育館などを利用できるよう連携を図ること」が規定されております。本村では，学童クラブごとに学校の先生方と定期的に打ち合わせを行い，行事予定や子どもの様子，学校や学童クラブでの新たな取り組み等について情報交換・情報共有を図るとともに，校庭や体育館等につきましても各学校との連携により活用しているところでございます。

なお、「対象児童」、「開所日・開所時間」、「職員体制」、「施設整備」につきましても、1年生から6年生まで全ての子どもを入所対象としていること、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を配置していること、隣接する小学校と連携して校庭を屋外の遊び場として活用していることなどから、いずれも運営指針の規定に基づき十分な対応が出来ているものと考えております。

(再質問)

利用希望が多い場合、保育所と同じように保育の必要性の高い順の判断を行っているというわけですね。そもそも学校、学童保育所も、幼稚園や保育所同様、利用者の住所の身近にあるのが相応しく、保護者にとっても一番利用しやすい、そうした整備が望ましいわけです。本村の場合、資料で明らかのように全小学校に公立学童保育所を併設し、その他に民間もあるという中で、定員を超えての利用が4学童もあるというのですから、本当に必要とされているのがよくわかります。

学童保育は、児童の保護者が帰ってくるまでの生活の場として、安全で緊張もほぐれ、自由に安心できる時間帯として整備されることが大切と考えます。答弁では、本村の学童保育の現状について、「施設設備・職員体制等から見ても適正な規模である」との認識とのこと。現在国や村は、学童保育とは呼ばずに、児童クラブまたは学童クラブと呼び、「最低基準」ではなく「運営指針」としています。

法的根拠である児童福祉法の第1条では児童の権利についてうたわれていますが、本村学童保育でもこの権利は保障されているのか、この視点が重要です。例えば白方、舟石川、中丸、石神学童保育所では、定員を超えて受け入れ、スペースとしては3単位分必要なわけですが、どういうスペースで確保されているのか、テーブルなどが置かれていることにより実際は少し狭いなどはないかなど状況をお聞きします。

次に、学校との連携についてですが、今年度から中丸小学校の新1年生はスタートカリキュラムが実施されましたが、これにより学校では1年生が生活の急激な変化がなくのびのびしているしていると推測できますが、学童では「今年の1年生は全体として落ち着きがない」との評価になりかねない。実際そのような声が聞かれます。スタートカリキュラムは今後村内他校にも拡大すると聞きますが、連携はどうあるべきと考えるかお聞きします。

(再答弁＝福祉部長)

まず、定員を超えて受け入れを実施している学童クラブのスペースにつきましては、各クラブとも2つの学習室において、「放課後児童クラブ運営指針」に規定される“子ども1人につき概ね1.65㎡以上”の面積を確保しております。おやつや宿題などの時間にはテーブルを設置するため一時的に狭くなりますが、活動内容に合わせて備品等の配置を工夫し、少しでも開放的な環境を確保できるよう努めております。

(再答弁＝教育長)

小学校では、子どもたちの育ちや学びの連続性を第一とし、幼稚園や保育所、こども園の風景をつなぎ、ゆったりとした時間を過ごし、学校生活をスタートすることは、子どもたちの誕生月や育ちの違いを踏まえた時、極めて重要な環境整備だと考えてい

ます。

今年度の一年生は、全体として落ち着きがないという学童クラブからの声があるということですが、それが入学時期の環境の変化に要因があるかどうかは分かりませんが、今後、学童クラブの指導員の皆様に、小学校への入学時期の生活の様子の違い、いわゆるスタートカリキュラムの進め方や実際の姿を理解していただける機会を設けたいと思います。

(再々質問)

学童保育の運営は、国が定めた標準仕様としての運営指針に基づかれています。そのため児童1人当たりの面積1.65㎡、支援の単位児童40人に支援員2人という指針はそれぞれに満たしているかどうかの判断にとどまり、支援の単位ごとの面積で保育するという考え方にはなっていないようです。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、指針以上のことを目標とするよう求めています。一方で今、「省令基準」が「従うべき基準」として定めた放課後児童支援員の「資格」と「配置基準」を、「参酌化」することについて、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」ことが示されているなど、国は学童保育充実に逆行する動きも進めています。

本村には、省令基準が定めた「市町村長は、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」、この権限を発揮され、子育て支援は高校卒業同等の年齢までとすることを軸に、掲げた政策に責任を持つ立場で、学童保育の現場とも協議しながら大規模人数を二部屋で保育していることについて改善策の検討が必要と考えますが、認識をお聞きします。

(再々答弁)

学童クラブのスペースにつきましては、限りがございますことから、学校との連携により校庭や体育館等を活用することで、静と動の活動を分けて過ごすことができるよう工夫をしており、今後も継続してまいりたいと考えております。また、繰り返しの答弁になりますが、民間学童クラブの整備により新たな量が確保された後は、入所児童数を定員に近づけながら、保育環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

(意見)

子どもたちのストレスを溜めないこと、ケガなどが無いようにすることはもとより、子どもたちの生活の場である事を絶えず意識していただくことが重要と考えますのでその点宜しくお願い致します。

3点目の質問は、小・中学校の普通教室にエアコン設置を早期に実施することの必要性について質すものです。

近年、夏場の気温の上昇傾向が続いてきた中、文科省は今年4月、教室の温度基準を30度以下から28度以下への見直しを発表し、補助金もつけて空調設備設置を推進してきていました。今年は、梅雨明け前から気温上昇が激しく、愛知県豊田市では7月17日小学1年生が、学校で熱中症の中でも最も重症の熱射病にかかったとみられ死亡するまでに至りました。

こうした中、茨城県内自治体では「エアコン設置の必要性が高まった」との判断によると思われますが、今9月議会に補正予算を計上する自治体が増えたとのこと。本村では、「設置することは確認されている」とのことですが、設置に向けた方向性については検討中」とのことでした。

質問では検討の到達についてお聞きしたかったのですが、エアコンを来年夏に向けて設置をするため動き出すのかどうか、確認したかった肝心なところは、これまでに「今議会に補正予算を提案し通れば動き出す」ということが明言されましたので、私からは、これまでの教室の室温調査の結果、また保護者からの要望等の状況についてお聞きします。

(1 回目の答弁＝教育部長)

まず、本年4月に国の学校環境衛生基準において「教室等における夏季の適正温度」を30℃以下から28℃以下とすると改定がありました。村では、平成26年から教室の室温について検証してまいりましたが、その結果について御報告いたします。まず、平成26年から28年の室温調査では、旧基準の30℃を超えた回数は3%～6.7%程度でしたが、平成29年には、12.2%が30℃を超えたという結果となりました。

また、新基準の28℃に照らし合わせると平成29年には、28.5%を占める割合となりました。

また、空調設置の要望につきましては、保護者からの手紙やメール、村長ふれあいトークや村政懇談会での意見や団体からの空調設置要望書など多数いただいておりますことを御報告いたします。

(再質問)

児童生徒の学校における環境条件との関連で、文科省の健康教育・食育課が今年7月18日付けで通知を發しています。前日の愛知の死亡事故に触れた上で3点の留意点の1番目に「気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること」とありました。この通知を素直に読めば、今年の「命に関わる危険な暑さ」のなかで、十分な環境条件がないまま教室での授業は行っていいのかと、考えさせられる内容です。通知への認識はどうであったかお聞きします。

(再答弁＝教育部長)

御指摘いただいている通知については、県を通じて村教育委員会へ情報提供がありました。村教育委員会でも、速やかに、各小中学校へ通知し、情報提供及び児童生徒への対策徹底を依頼いたしました。通知時期が夏休み前であったので、特に部活動等の校外活動について、熱中症防止へ向け、教職員に対する児童生徒の安全の確保の意識の徹底、児童生徒の命や体を守ることを最優先に考えた対策の実施、あわせて、児童生徒に対しては「自分の命は自分で守る」行動が取れるよう指導を徹底しました。

また、具体的な対策としては、夏休み期間に学校の教室で行う学習相談等については、できるだけエアコンが設置してある教室を利用するなどの対応を図りました。

今年の夏は、災害レベルの暑さとまで言われたように、熱中症で一人の児童がなくなった痛ましい事故もおこっており、村教育委員会としても、このような事故が起らないように児童生徒の安全の確保、教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

(意見)

この通知についてもきちんと対応しているとのことでした。

愛知から何を学ぶか、ですが、亡くなった児童が体力の異変を訴えていたのに、先生が深く理解できなかったということへの着目ではないでしょうか。子どもたちが自分に異変がある時発する信号に先生が気づけることが重要です。その点教職員にしっかり徹底されたとのことですが、学校は、子どもたちにとって学ぶ場ではありますが、前提として命の安全が保障された場所でなければならないからです。

4点目の質問は、原子力安全協定（従来及び新）の運用についてお聞きします。

そもそも安全協定自体は、原発事業との関係でいえば、原発を稼働させるための協定ですが、東電福島第1原発事故の実態やその後の規制基準等を住民の立場でしっかり捉えれば、運用においては「住民を守る立場」を貫くことが重要です。本村において「原発を容認」してこられた方々も、「安全」だと聞かされてきたので「容認」だったのだと思います。しかし今、誰にも「絶対安全」とは言えなくなりました。そして「大事故になったら爆発を避けるために放射性物質を含んだ圧力を大気中に逃してよい」と、国は一方的に方針転換を決めました。

「原発は廃炉しかない」と訴える住民の声はもっともだと考えるものです。こうしたことを背景に、

質問の1点は、協定締結後、6市村での話し合いは行われたのか、

2点目は、原電は今後の工事計画で防潮堤建設や、フィルタ付きベント装置設置等、従来の協定第5条にかけたと聞きますが、村としてはフィルタ付きベント装置の使用についてどう考えるか、

3点目は、東海第二原発の再稼働に関する原電の説明、「協議会」の開催は、どの時点で行われることが望ましいと考えるか、以上お聞きします。

（1回目の答弁＝村民生活部長）

1点目の今年3月の安全協定の見直し及び新協定締結後の6市村による話し合いについては、現時点では行われていません。

2点目のフィルタ付きベント装置については、炉心が損傷する重大事故時に、格納容器内の圧力や温度を低下させ、大気中への放射性物質の放出を低減しつつ排気させるもので、新規規制基準上の要求されている「格納容器破損対策」として、原電が設置するとしているものですが、そのベント実施のタイミング、線量評価結果などについては、原子力規制委員会において適正に確認されるものと認識しています。

3点目の再稼働に関する説明や協議会については、6市村と原電による意見交換や協議の過程において決められていくものと認識しています。

（再質問⇒村長に）

安全協定の運用につきましては、本当に多くの方々の関心事です。「茨城方式」と言われるなど全国が注目しています。東海村民を含め全国の方々がどういうことを心配しているのか、私に入ってきている声などから、少々細かく、村長にお聞きしたいと思います。

まず、3月29日以降、6市村の話し合いは行われていないということですが、今後どういう状況になったとき話し合いが開かれると認識するか。

2つ目に、フィルタ付きベント装置の使用についてですが、お聞きしたかったのは、「ベントが実施される事態、つまり東海第二原発が大事故を起こしたうえ、放射性物質を大気中に放出する事態について、東海村としてどう考えるか」ということです。

東海第二原発の設置を受け入れてきた東海村と村民が言われてきたのは、「事故が起きても『止める、冷やす、閉じ込める』この機能により、放射性物質が大気中に出るようなことはない」ということだったのではないのでしょうか。それを福島第1原発

事故後、「大気中に出すことを法が認めた」、つまり閉じ込め機能は存在しないことを国は明らかにしたのです。このことをどう考えるかという質問でもあります。今、日本列島各地で大地震が発生しており、原発事故への不安は高まる一方です。認識をお聞きします。

3つ目には、「東海第二原発の再稼働についての6市村による意見交換や協議、これはどの時点で行われるのが望ましいと考えるか」という住民の心配に関してですが、ここで重要になっているのは、6市村側の考え方がどうなっているかではないでしょうか。

仮に、規制委員会による3つの審査が終了し、「合格」が出され、原電による工事が終了しこれも「合格」となった時点、つまり原子炉の状況としては「もう動かすだけ」の段階で、原電から6市村に再稼働の意志が示され、説明がされるというのでは、「ここまで費用もかけて規制委員会も『OK』という時に、自治体側から『再稼働は認められない』という意見は出しにくくなるのではないかという危惧です。

実効性ある広域避難計画が策定できていないことを理由にすることができればいいのですが、この場合むしろ自治体側には「遅くとも工事が終わる頃までには、実効性は伴わなくとも『策定』とし、再稼働を容認しなければならない」という心理が働き、行動に出かねないという心配があります。

原電は、現在、運転の延長決定はしていないとのことですが、新安全協定を締結したのですから再稼働することははっきりしていると考えます。今後、原電の説明、協議会の設置は、どの時点が望ましいと考えるか、再度お聞きします。ちなみに那珂市の今9月議会答弁では、「協議会を早期に設置できるよう関係者と協議中」ということを述べられたそうです。お聞きします。

(再答弁＝村長)

1点目の新協定における「・・・協議会」の開催についてですが、新協定の中では原電が東海第二発電所を稼働及び延長運転を必要とするときにおいて、まず6市村それぞれに事前説明があって、その中で意見交換があって、そのうえでさらに「協議が必要になって」ということになっているので、協議会としてはそういう手順を踏んでいくことになるかと認識しています。

2点目のフィルターベント装置の使用についてですが、炉心損傷が避けられない事故に至るまでには、新しい規制基準の要求ではかなりの安全対策を講じているのですが、それでもなおかつ実施ということになりますと講習に対する影響が本当に大きいので、極めて慎重に判断していくものだと考えています。

最後に新協定の具体的なことについてですが、日本原電においては、今再稼働について何ら明言しておりません。この協定に基づいては、やはり再稼働なり延長運転なりに関する事前説明など、何らかの意思表示があった段階で始まっていくと思いますが、先ほどの那珂市のこともありますので、5市の首長と協議をしていきたいと思えます。

(再々質問⇒村長)

ぜひ協議をしてください。そしてひたちなか市や那珂市では首長が変わるかもしれ

ないという選挙が待っている訳です。そうした状況もふまえながらよろしく願います。

再々質問です。これまでの村長の議会答弁からは、仮に「工事完了後」でも、実効性ある広域避難計画が未策定であれば、また、住民の理解が充分得られる取り組みが完了していなければ、「再稼働容認」との判断には至らないはず、と私は考えるものですが、こうした局面において自治体側にありがちなのは先ほども述べましたが、「遅くとも工事が終わる頃までには、実効性は伴わなくとも『策定』とし、再稼働を容認しなければならない」という心理の働きです。

南相馬市の桜井前市長が2日に水戸市内であいさつする機会があり、福島原発事故直後からの状況を話されました。生あるもの全てが実に惨い状況へと強いられました。原発事故が起きた場合、放射性物質を「大気に出してもよい」とする国の方針転換は過ちとしか言いようがありません。出さない対策が取れないのであれば原発はすべて廃炉にすべきです。

桜井さんは、「地元自治体は原発はいらないと宣言すべき」と語気を強められました。村長には「再稼働は認めない」との立場に立つことが求められているということではないでしょうか。

この立場を求める側の私として、現在、判断ができないという村長の考え方の整理をお手伝いする意味で、3点質問をいたします。

1点目は、「東海第二は延長運転をしない場合でも安全対策工事が必要なのか、

2点目は、昨年11月8日に現行協定第5条案件としてフィルタ付きベント装置や防潮堤ほかの工事計画が追加されましたが、これら工事計画に対する村の意思表明をする前に、議会の意見を聞くことはしないのか、

また、原子力所在地域首長懇談会の5市との協議を行ってはどうか、3点目に、5条案件に関する村の意思表明は、どういう状況によりいつ頃されることになるか、認識を伺います。

(再々答弁＝村長)

1点目の東海第二発電所における工事についてですが、これは新規制基準で要求されている対策ですので、運転するかしないかに関わらず適切に対応されるべきと考えています。

2点目の5条の新增設に関する事前了解についてですが、議会の意見を聞くかということにつきましては、これまでもそうですが、現時点では意見を求めることは考えていません。一方原子力所在地域首長懇談会5市との協議を行うかについてはましては、新協定上の協議会の開催として求められることもあると思いますので、そこで議論する機会はあるかと思っています。

3点目の5条の新增設計画に関する事前了解の意志表の時期についてですが、現時点では何も決まっておられません。

(意見)

何れにしましても、ぜひとも村長には村民の立場でそれぞれ判断をしていただきたいと思います。

水戸市は安全対策首長会議の座長としてかと思いますが、会議が開催されるたびに、簡単な報告をホームページ上で流しています。

本村も原子力所在地域首長懇談会の会議内容についてホームページ上で報告されることを検討してはいかがか、ご提案申し上げます。

質問の5点目は、広域避難訓練の評価及び避難計画案への反映に関する考え方についてです。

取手市との広域避難訓練が行われ、住民からは福島第1原発事故で高濃度のホットスポットが出現した地域への避難に疑問が寄せられています。こうしたことではあります。まず3点お聞きします。

- 1点は、明らかになったことや課題等、まとめ・評価はされているのか、
- 2点は、2年連続で訓練を行いました。避難計画案に反映できるものがあったのかどうか、
- 3点は、守谷市、つくばみらい市との訓練についてはどう考えるかお聞きします。

(1 回目の答弁＝村民生活部長)

7月の広域避難訓練の実施を通しての課題等につきましては、寺門議員にお答えしたところですが、住民広報や避難者の受付方法、避難所の環境確保、更には代替災害対策本部の通信機材の整備等について課題であると認識しておりますが、一方、外部評価といたしまして、日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センターに訓練評価をお願いしているところでもありますので、これらと併せて検証を進めてまいりたいと考えております。

2点目の広域避難計画案等への反映についてでございますが、避難経路や一時集合場所、代替災害対策本部に関する事項が挙げられるほか、マニュアル等には受け付けや広報等運用面について反映させてまいりたいと考えております。

続いて3点目の守谷市及びつくばみらい市との訓練についてですが、7月の訓練では、両市とも主に避難所の開設に係る通信連絡訓練を行い、避難先自治体との連携・協力体制等の確認を行ったところであり、両市を避難先とした実動訓練につきましても、今後検討する必要があると考えます。

(再質問)

現在東海村は、広域避難計画案をまとめ、訓練を2度行い、避難先自治体には避難受け入れマニュアル案の提供など、策定に向け真剣に取り組んでいると思います。これは、県が示した避難先がどこであろうと、同様と考えるものです。

再質問の1点目では、東海村民の避難先として取手市、守谷市、つくばみらい市が県から示されたことについて、村としては何を感じたかについてです。ここまでたっからなぜ聞くのかということもあろうかと思いますが、住民からの声に応えてのもので、住民は、「本村の主な風向からすれば丁度放射性物質の流れとともに避難する格好で、なぜこの3市で良いと受け入れたのか」と言っています。

2点目は、村が掲げた今回の訓練の目的に照らして、答弁いただいたような課題があげられたのだと思いますが、住民が見たこと感じたことも重要ですのでその中から、5点に絞ってお聞きします。その視点は、いずれも避難の仕方や避難生活の在り方は、「より人間らしく」が基本となるものです。

1つは、避難所の暑さ、寒さ対策等空調設備を中心とする電源確保をどうするか。

2つ目は、避難者一人当たりのスペースについて、藤代南中体育館は、県の計算で

は 1308 m²で 654 人ですが、訓練後のヒヤリングで取手市職員は、「トイレや倉庫、出入口スペースなどを除いた有効面積で再計算する必要がある」と述べられ、体育館だけで計算し直しますと、890 m²で 445 人です。村は、1308 m²の範囲をどうとらえているのか。

3つ目は、トイレの確保について、現状は、女性の便器数 4、男性の便器数 4、小便器 5、障がい者用はなし。訓練ではこのほか仮設トイレが 4 基用意されました。内閣府策定の「避難所運営ガイドライン」で参考にすべきと紹介されている、国際赤十字などが 20 年前に作成したスフィア基準では、トイレ必要数は 20 人に 1 つ。男性と女性の割合は 1 対 3 です。現状のトイレ数からみて今後のトイレの確保についてはどのように考えるのか。

4つ目に、風呂、シャワーについて、入浴施設の確保は、風呂がある場所への送迎や自衛隊などによる仮設風呂の設置など含めどう考えているのか。

5つめは、駐車スペースについて、県は 1 台あたり 2.5 人のマイカー避難を想定しています。現時点では藤代南中体育館と武道館合わせて 901 人の避難という計算ですので、車は 360 台となり、1 台当たりの駐車スペースを通路を含めて 23 m²として、合わせて約 8300 m²必要という計算がありますが、駐車場についての考え方について、お聞きします。

(再答弁＝村民生活部長)

避難先については、茨城県広域避難計画において定められたものであり、議員御承知のとおり、PAZ及びUPZの原子力災害対策重点区域は、福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、緊急時に限られた情報の中で、速やかな防護措置を実施するために同心円状に設定されております。

続きまして、訓練における 5 点の課題についてですが、1 点目の避難所における電源確保については、資機材の供給に関する協定締結先からの非常用発電機の調達に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の藤代南中学校の収容可能人数ですが、避難所データについては、今後、施設の経年変化や学校の統廃合などが考えられるため、避難先自治体と協議を重ねるとともに、定期的な見直しが必要になるものと考えております。

3 点目の避難所のトイレについては、体育館に設けてある数では不足すると見込まれるため、広域避難訓練時においては仮設トイレを設置しましたが、内閣府のガイドラインにおいても、災害発生当初は約 50 人に 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人に 1 基が必要としているため、村が備蓄する簡易トイレの活用や資機材の供給に関する協定締結先から調達するなどの方法により、これを参考にトイレの増設や男性女性の区別にも配慮してまいりたいと考えます。

4 点目の避難所の入浴設備については、避難が長期化する場合、それらの対応も必要になるかと思っておりますので、関係機関と協議し、計画策定の上で、参考にしたいと考えております。

最後に、駐車スペースについては、避難先が学校の場合、学校の校庭等を第一に考えているところですが、不足する場合は、最寄りの公共施設等を利用することについて、避難先自治体等と検討を進めてまいりたいと考えております。

(再々質問⇒村長)

避難所につきましては、真に村民が人間らしい居住空間となる避難所のあり方を追求する役割が村長にはあると思います。

そのためには、県の広域避難計画を補充させつつ村の計画案を練ることが重要です。浜岡原発が立地する静岡県は、複合災害を想定し、第一次避難所が使えないときの二次避難所まで、これは具体的には県までのようですが示しています。避難所の一人当たりのスペースは、3㎡を有効面積の目安としています。スフィア基準では3.5㎡です。茨城県の「2㎡は狭い」ということをはじめ、県の避難計画策定に関する認識を変えるべきという提言が必要です。

トイレの確保では、内閣府は避難が長期化する場合20人に1基、スフィア基準は初めから20人に1基です。

非常用発電機の確保については、避難が発生してからという業者との協定内容で、確実に避難所に届くのか疑問が残ります。

避難生活で重要な点に入浴があります。感染症が発生しない対策が必要です。

更に、必要に見合った駐車場の確保も、予め明らかにしておくべきです。

内閣府の「避難所運営ガイドライン」には、避難所の「質の向上」の考え方が記述されており、「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、参考にすべき国際基準として「スフィアプロジェクト」が紹介されています。

質問は、山積する課題解決の参考として、静岡県の広域避難計画と人道NGOが策定した人道支援の最低基準、スフィア基準も参考に、本村の避難計画案充実、実効性確保に努められてはどうか、考え方をお聞きします。

(再々答弁⇒村長)

議員ご提案の人道対応に関する国際基準とされるスフィア基準につきましては、平成28年に内閣府において策定されました「避難所運営ガイドライン」においてもその考え方取り上げていますので、また静岡県の例ご紹介いただきましたが、そういうものを参考にしながら状況に応じて本村の避難計画案に反映できるものはしていきたいと考えます。

(最後の意見)

ぜひ参考をお願いします。そもそも避難するような原発事故を起こさないことが重要ですが、その保証がない現実では、原発は動かさないということが最善なのではないかと考えております。そういう状況ですが、村としましてもぜひ「再稼働は認めない」、その立場を求めまして私の一般質問を終わります。